

おうみ
淡海子ども・若者プラン

～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～

(概要版)



滋賀県

淡海子ども・若者プランの策定

(1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、地域におけるつながりの希薄化、子育ての負担感や不安感の増大など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成施策を総合的に推進するために策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 滋賀県における子ども・若者支援施策に関する総合的な計画
- 滋賀県基本構想を初めとして、滋賀県が策定する他の構想、計画、指針等と整合した計画
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)、「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)、「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)、「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)、「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)を含む計画

(3) 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

3つの基本理念

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを育てる喜びを実感し、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域が元気になり、「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指します。

子ども・若者が夢を持って健やかに育つ

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であり、現在そして将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者が、人権を尊重され、自信と誇りを持って健やかに成長していきます。

保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ

子どもを育てる保護者を社会全体で支えることにより、保護者が喜びを実感しながら子どもを安心して育てることができ、また、子育てと向き合う中で保護者も成長していきます。

地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

子どもの健やかな育ちと自立は、社会に新たな明るさと活力をもたらします。子どもの健やかな育ちと自立を社会全体で応援し、子どもが笑顔になることで、地域も元気になり、魅力ある地域として成長していきます。

計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1. それぞれの役割

県

子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。

健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対して、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。市町に対しては、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援します。

市町

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

家庭

家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていくことが求められます。

認定こども園・保育所、幼稚園

子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

さらに、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図るとともに、安全確保や見守り、虐待の未然防止・早期発見など地域と連携して子どもの育ちに関わる必要があります。

学校

子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

企業

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

県民・地域

子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

地域においては、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。また、児童虐待防止のため、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2. 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて見直します。

施策を進める5つの視点

- 1 子どもを社会の主役に
- 2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 3 支援を、必要とするすべての人に
- 4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」の取組



持続可能な開発目標（SDGs）の視点



今後5年間に於いて、基本理念を達成し、目指す滋賀を実現するために、5つの視点とSDGsの視点で7つの基本施策を進めていきます。

7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

【重点的取組】 外国人幼児児童生徒等に対する支援

- (1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ・子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成
 - ・子どもの人権尊重にかかる研修の実施
- (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
 - ・企業や地域による支援の促進
 - ・家庭の教育力の向上
- (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援
 - ・障害や病気を抱えた子ども・若者に対する支援
 - ・外国人幼児児童生徒等に対する支援



2 安心・安全な子育て環境

【重点的取組】 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

- (1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり
 - ・子を生き育てる機運の醸成
 - ・安心・安全な妊娠・出産の確保
 - ・子どもの健康・医療の充実
- (2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
 - ・子育て家庭の教育力の向上
 - ・子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
 - ・障害のある子どもとその家族への支援
- (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
 - ・就学前の教育・保育の提供
 - ・認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実
 - ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上
 - ・認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上
 - ・障害のある乳幼児への支援
- (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
 - ・地域における安全の確保
- (5) 仕事と家庭の両立支援
 - ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
 - ・企業における子育て支援の取組の推進



3 子ども・若者の健やかな育ち

【重点的取組】 子ども食堂等の居場所づくりの推進

- (1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進
 - ・子ども食堂等の居場所づくりの推進
 - ・地域・企業がともに関わり支える地域づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
 - ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
 - ・「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
- (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進
 - ・キャリア教育の推進
 - ・若者の就職支援の充実



4 青少年の健全な成長

【重点的取組】 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実

(1) 青少年の健全育成の推進

- ・青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実
- ・青少年を健全に育成するための環境整備

(2) いじめの加害者や非行少年等への対応

- ・学校等との連携
- ・家庭裁判所との連携
- ・非行少年等の立ち直り支援の充実
- ・社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援



5 社会的養護の推進

【重点的取組】 未然防止に有効な子育て支援の充実

保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援

(1) 児童虐待の未然防止

- ・児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- ・子ども自らの人権意識の向上
- ・未然防止に有効な子育て支援等の充実

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- ・保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援
- ・配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防
- ・特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

(3) 子どもの保護・ケア

- ・虐待事案への迅速かつ適切な対応
- ・一時保護機能の充実
- ・児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備
- ・子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

- ・親子関係の修復・家庭復帰
- ・子どもの自立支援

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- ・子ども家庭相談センターの機能強化
- ・市町との連携
- ・関係機関の役割と連携



6 子どもの貧困対策

【重点的取組】 学校と福祉等関係機関等との連携強化

- (1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
 - ・学校と福祉等関係機関等との連携強化
 - ・貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上
 - ・就学・修学支援の充実
 - ・生活困窮世帯等への学習支援
- (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
 - ・保護者の生活支援
 - ・子どもの生活支援
 - ・関係機関との連携等
 - ・その他の生活支援
- (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
 - ・保護者に対する就労の支援
 - ・子どもの就労支援
- (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援
 - ・ひとり親家庭に対する支援
 - ・生活保護世帯に対する支援



7 ひとり親家庭への支援

【重点的取組】 支援が届きにくい家庭への対応強化

- (1) 自立のための就労支援
 - ・ニーズに対応した就業相談の充実
 - ・自立を目指した能力開発の支援
 - ・ひとり親が働きやすい職場環境づくり
- (2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援
 - ・仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
 - ・子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援
 - ・面会交流の普及・啓発
- (3) 生活の安定と自立のための経済的支援
 - ・生活基盤となる住宅の確保のための支援
 - ・生活の安定を図るための経済的支援
 - ・養育費確保のための支援
- (4) きめ細かな相談体制と情報提供
 - ・支援が届きにくい家庭への対応強化
 - ・ひとり親家庭への情報提供の充実
 - ・ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発



主な数値目標

令和6年度（2024年度）末において達成を目指す施策の成果を示す指標と目標値は次のとおりです。

	現状	目標
	平成30年度実績	令和6年度
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	12市町
認定こども園等利用定員数		
3歳以上の認定こども園（教育標準時間認定）、幼稚園利用定員数	24,444人 (利用児童数16,851人)	20,149人
3歳以上の認定こども園（保育認定）、保育所利用定員数	20,631人 (利用児童数20,848人)	24,591人
3歳未満の認定こども園（保育認定）、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人 (利用児童数12,260人)	16,760人
認定こども園等従事者数 (幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	11,933人
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	300か所
しが若者ミーティング参加者数	—	300人
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	65.0%
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	全市町
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	全市町
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	99.2%
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	50.0%
母子家庭の暮らし向きに対する意識： (たいへん) 苦しいの割合	65.2%	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況 「大変苦しい」「やや苦しい」の計（R5年） 参考：H30年 62.1%



発行者：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

計画策定：令和2年（2020年）3月

発行：令和2年（2020年）6月

TEL：077-528-3550 FAX：077-528-4854 E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

淡海子ども・若者プランの全文は、滋賀県ホームページに掲載しています。